

新幹線岐阜羽島駅「のぞみ号・ひかり号」停車促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、東海道新幹線岐阜羽島駅に「のぞみ号」を停車させること及び「ひかり号」の停車回数を増加させることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、新幹線岐阜羽島駅「のぞみ号・ひかり号」停車促進協議会（以下「協議会」という。）という。

(構成)

第3条 協議会は、この会の目的に賛同する地方公共団体をもって組織する。

(事業)

第4条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 関係機関に対する要望に関する事項。
- 二 その他目的達成のために必要な事項。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、会長所在市町村事務所に置く。

(役員)

第6条 協議会の役員は、会長、副会長、理事及び監事とする。

- 2 役員は、総会においてこれを選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、協議会の事業促進に必要な業務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(名誉会長、顧問及び参与)

第8条 協議会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、役員会に諮り会長が委嘱する。

(幹事)

第9条 協議会の事務を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表に定める者をもって充てる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。

- 2 会議は会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 総会に付すべき事項は、次のとおりとする。
ただし、役員会をもってこれに代えることができる。

- 一 事業計画の策定及び報告に関すること。
- 二 予算及び決算に関すること。
- 三 規約の改廃に関すること。
- 四 その他重要事項。

(会計)

第 1 1 条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(その他)

第 1 2 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長において別に定める。

附 則

この規約は、昭和 5 8 年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 6 2 年 8 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 8 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 2 年 1 0 月 6 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 4 年 9 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 27 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

幹事	岐阜県都市建築部リニア未来都市局公共交通課長	
	西濃県事務所振興防災課長	
	揖斐県事務所振興防災課長	
岐阜市		の担当課長
大垣市		
羽島市		
各務原市		
山県市		
瑞穂市		
本巣市		
海津市		
羽島郡		の町村会長の属する町村の担当課長（ただし、岐阜県町村会役員の会長及び副会長が属する町村の担当課長を優先とする）
養老郡		
不破郡		
安八郡		
揖斐郡		
本巣郡		